2022 年 9 月 26 日
エール少額短期保険株式会社

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

2022 年 台風第 15 号による被害を受けられた方々に心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、保険料のお支払いに一定期間の猶予措置を設ける等の特別措置を実施しております。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ頂きますようお願い申し上げます。

担当窓口 ： 0120-888-727 平日 10:00～16:00（土日祝日・年末年始除く）

事故受付 ： 0120-000-455 平日 10:00～16:00（土日祝日・年末年始除く）

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

災害救助法 適用市町村	法適用日	備 考
【静岡県】 静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、駿東郡清水町、駿東郡長泉町、榛原郡吉田町、榛原郡川根本町、周智郡森町	2022 年 9 月 23 日	災害救助法施行令 第 1 条 第 1 項 第 4 号 適用

以 上